

特定事業所集中減算に係る届出書類作成における注意事項

○ 正当な理由の範囲（大崎上島町においての取扱い）

次に掲げる場合にのみ正当な理由として判断します。

- (1) 当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域内に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である場合
- (2) 当該居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を受けている場合
- (3) 当該居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合
- (4) 当該居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である場合
- (5) 次の①から③までの、適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案し複数の事業所の中から選定した結果、特定の事業者に集中している場合。
 - ① 居宅サービス計画の作成に当たって、利用者によるサービスの選択に資するように、居住地域のサービス事業者等のサービス内容等を適正に情報提供していること。
 - ② 提供を受けた事業者等の情報の中から、利用者の主体的かつ具体的なサービス提供事業所に関する希望があり、それを勘案した結果であること。
 - ③ ①と②の内容について、計画の作成時や変更時等にアセスメントや支援経過等の記録として適切に記載していること。

※ ただし、(5)の「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合には、上記(5)の3点を満たしているか内容の確認をするため、該当する利用者（計画）について、別紙「特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書」を作成してください。（この書類は集中減算の判定時又は実地指導などの際にも適宜確認します。）

例えば、特定のサービス事業者に偏った情報提供を行っている場合や利用者が選択する前に同一法人のサービスを組み込んだ居宅サービス計画の原案を最初から提示しているような場合には、正当な理由にはなりません。